

令和4年度事業計画書

令和3年度は長期化するコロナ禍にあって一時的に感染が収まった時期があったものの、令和4年に入り新たな変異株（オミクロン株）が猛威を振るい感染者が急拡大したことに伴い、当県を含む多くの都道府県で「まん延防止等重点措置」が適当されるなど、前年に引き続き国全体が翻弄された1年であった。

トラック業界においてもその影響を受け、令和3年後半では輸送実績は持ち直す気配があったが、世界的なコロナ禍と政治情勢を起因とした著しい燃料価格高騰や年末からは尿素水（アドブルー）の不足・価格高騰といった新たな負荷要素が加わり厳しい経営環境を強いられる結果となった。

県トラック協会の事業でもコロナ禍の影響により、トラックドライバー・コンテスト、トラックの日のイベント、省エネ安全運転研修会、賀詞交歓会、荷主セミナーなど計画した多くの事業が中止又は縮小を余儀なくされ、会員に不便を掛ける結果となった。そうした状況でもトラック運送事業者はエッセンシャルワーカーとして国民生活に不可欠な物流を維持するため、止めることなく懸命に事業を継続してきたものである。

令和4年の政府経済見通しでは、GDP成長率は実質で3.2%と過去最高となる予想ではあるが、一方でオミクロン株と原油価格、原材料高騰などの高いリスク要因もあり引き続き楽観視できない状況である。また、トラック業界としてはなんと言っても運転者の時間外労働時間960時間の上限規制が令和6年4月から適用になる2024年問題が迫っており、併せて改善基準告示の見直しや「標準的な運賃」の時限措置もあるなど、最早一企業の自助努力では解決できない問題が多く、官民がより一層連携し課題解決を図る必要がある。

こうした経緯から、令和4年度は令和3年度に実施できなかった事業に加え、以下の事業を強調して取り組むこととする。

1. 輸送の安全、労働安全衛生、交通安全

輸送の安全、労働安全衛生、交通安全はトラック運送業界の本分であり、一層の効果を上げるため、行政及び共通の目標を掲げる長野県トラック交通共済協同組合、陸災防長野県支部、長野県高速道路交通安全協議会と連携し積極的に事故防止に取り組むこととする。

2. 燃料価格高騰に関する対策及び標準的な運賃の推進

ウクライナ情勢の悪化による燃料価格の高騰は一層進み、特に運送業界には直接影響し事業継続の危機的状況にあるもので、全ト協と連携を密にし、関係省庁、自治体、荷主関係団体への要望を行いながら燃料サーチャージ導入を含めた、会員への実益ある政策が展開できるようにあらゆる機会を利用して働きかける。

また、これとも関連して、令和2年4月に告示された「標準的な運賃」は「荷主対策の深度化」や「規制の適正化」とともに改正貨物自動車運送事業法の柱であるが、令和5年度末までの時限措置ということから、国への運賃変更届提出をさらに推進し、関係荷主への理解醸成を図り適正運賃収受に向けて取り組むこととする。

3. Gマーク認定の推進

輸送の安全確保は最優先であり「事業用自動車総合安全プラン2025」の目標達成に向けて各種取り組みを推進する。そのためにも安全性優良事業所（Gマーク）の認定取得率について、協会として推進することと併せ外部機関の協力を活用しながら認定取得率を向上させ、もって会員全体の安全輸送のレベルアップを図り、県民への認知度向上を推進する。

4. 新型コロナウイルス対策の取り組み

新型コロナの急増で長野県としても1月に「まん延防止等重点措置」が適用されたことで今後の対応も厳しくなることが予想されるが、会員が無理なく事業継続するため感染防止対策を徹底し、状況に応じて柔軟かつ臨機応変に取り組むこととする。

これらと併せて、協会事業を充実させ、会員の負託に応える施策を推進するとともに、社会との共生と業界の活性化に向けて、全日本トラック協会と緊密な連携のもと、下記事項を重点に諸活動を推進する。

[事業項目]

1. 働き方改革に対応する労働対策の推進
2. 標準的な運賃の推進
3. 交通安全対策及び環境対策の推進
4. 適正化事業及びGマーク事業所の認定推進

5. 新型コロナウイルス対策の取り組み
6. 効果的な補助事業の推進
7. 規制・税制に関する要望等の展開
8. 広報活動の推進
9. 組織強化の取り組み

[事業内容]

1. 働き方改革に対応する労働対策の推進

・運転者の時間外労働時間 960 時間の上限規制が罰則付きで令和 6 年 4 月から適用になる 2024 年問題まで残り 2 年となり、その対応を推進する。

そのためには会員自身の日常業務見直しと併せて荷主側の理解を得る必要があるため、国と連携し計画的、効果的に取り組む。

・令和 5 年 4 月からの月 60 時間超え時間外割増率 50% の中小事業者への適用について、幅広く周知徹底を図る。

・「同一労働・同一賃金」について、セミナー等を通じて、判例を踏まえた考え方や必要な対策等の周知徹底を図る。

・改善基準告示見直しの内容について、現場の要望を全日本トラック協会へ上げるとともに、会員に周知し、令和 6 年 4 月からの施行に向け遺漏なき対応を図る。

・高速道路の利用は、交通安全対策、環境対策とも関連するが、運転者の労働時間と深く関わるもので、大口・多頻度の実質 50% への拡充、深夜割引の拡充に向けて関係機関に積極的に要望を行う。

また、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するためミッシングリンクの解消などについても要望活動を行う。

・SA・PA、道の駅における駐車スペース、休憩・休息施設は労働関係法令の遵守及び労働環境改善のために重要であり、引き続き国に要望活動を行う。

・令和 4 年 4 月から運用が開始される新たな特殊車両の通行許可制度について、手続きの負担感が小さく使い勝手のよいシステム実現のため、国に対して要望を行う。

・労働力不足に対応するため、引き続き「免許取得促進助成」、「初任運転者講習受講助成」、「ドライバー等安全教育訓練促進助成」、「運転者適性診断助成」等を実施するとともに、人材確保セミナーの開催、対外的な広報活動や PR 方策などを積極的に取り組み労働力確保に努める。

・「ホワイト物流」推進運動や輸送品目別ガイドラインについて、荷主や運送業界に周知・普及促進を図り、生産性向上に向けた取り組みに対して積極的な対応を図る。

また、「働きやすい職場認証制度」を推進し、引き続き助成を行うことやパレット化の促進及び規格統一化等について積極的に取り組む。

- ・「過労死等防止・健康起因事故防止セミナー」や啓発資料等を通じ、過労死等防止に向けた意識の高揚を図るとともに、過労死等予防対策の普及・促進を図る。

また、メンタルヘルス対策強化について普及・啓発を図る。

- ・安全衛生管理の徹底と「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の周知・徹底を図る。

- ・トラック運送が社会生活や経済に不可欠な「エッセンシャル事業」であることを更に広く認知されるように啓蒙に努める。また、トラックドライバーの不当な差別や偏見に対しては適時適切に対応する。

- ・当面する労働諸問題について、物流政策懇談会を開催し、行政、労働組合との意見交換を行う。

- ・高等学校等に対し、業界の理解促進及び会員の求人情報等を提供するなど、高校生等に対する業界への採用促進を図る。

- ・女性ドライバーの雇用促進に向けた働き方や荷役機械の導入等による省力化の推進など、女性が働きやすい職場環境の改善について検討する。また、女性部会の設立に向け検討する。

2. 標準的な運賃の推進

- ・「標準的な運賃」にかかる国への運賃変更届出については、当協会会員の届出率も徐々に上がってきてはいるものの、未だに全国平均に至らない状況である。

当該制度は令和5年度末までの時限措置であり、業界全体の姿勢を示す意味からも届出提出が必要であり、前年に引き続き会員個々に提出を促すよう努める。

- ・地区輸送協議会・地区トラック協会の研修会等を通じて、地区の会員に届出を促すように努める。

- ・荷主関係者に対して、標準的な運賃への広報・周知活動を行い理解醸成を図る。

- ・全日本トラック協会と共同で、標準的な運賃に関する荷主との交渉の事例などを広く会員に周知し、活用を図る。

- ・国会議員や県議員に対して、当該制度と荷主企業側への働きかけを要望する。

3. 交通安全対策及び環境対策の推進

(1)交通安全対策

- ・事業用トラックを第一当事者とする死亡事故件数を「事業用自動車総合安全プラン2025」の目標値を実現するため、制限速度の厳守、過積載及び過労運転防止の徹底、車両点検整備の励行等更なる事故防止対策を推進する。

- ・飲酒運転については、運送事業の根幹に関わり業界全体の信用失墜に繋がるもの

であることから、点呼時の確認と普段の指導を徹底し、飲酒運転の防止と飲酒運転根絶意識の向上を図る。

また、妨害運転（あおり運転）の防止、信号機のない横断歩道での歩行者優先（一時停止）の徹底などプロドライバーとしての安全運転意識の醸成を図る。

- ・車輪脱落事故が増加傾向にあることから、「ホイール・ナットの増し締めキャンペーン」や省エネ安全運転研修会を通じて車輪脱落事故防止対策の徹底を図る。

- ・近年の異常気象による集中豪雨や大雪等に伴う道路状況の急激な変化について、早期の情報提供を行い、運行の可否や運行経路の見直しに活用し事故防止を図る。

- ・事業用自動車の運転者に対する指導及び監督の指針の強化に対応するため、ドライバー教育テキストを活用したトラックドライバーの初任運転者教育等について、実施体制等を強化し、交通事故防止の実効性向上を図る。

- ・「正しい運転・明るい輸送運動」及び「プロドライバー事故防止コンクール」の実施、交通安全運動への積極的参加等により、事故防止意識の高揚と輸送の安全確保に努める。

- ・安全意識及び運転技能の向上を図るために「トラックドライバー・コンテスト」を実施する。

- ・交通事故実態に即した事故防止関係のセミナーの開催、省エネ安全運転研修会などを開催し、効果的な交通事故防止対策を展開する。

- ・運転者の運転中の体調急変による事故防止のため、健康診断と脳検診を通じて健康管理の徹底を図る。

- ・各種交通安全運動期間中には、営業所に懸垂幕を掲示するとともに、車両の前面に「交通安全運動実施中」の横断幕を取付けて運行することにより、ドライバー等の安全意識の高揚を図る。

- ・陸上貨物運送事業労働災害防止協会長野県支部、長野県トラック交通共済協同組合、長野県高速道路交通安全協議会との連携を強化し、安全運転講習会を開催する等交通事故防止、労災事故防止対策を推進する。

- ・県内の高齢者クラブに腕章式反射テープ等を寄贈し、高齢者の事故防止を図る。

(2)環境対策

- ・環境基本行動計画「環境ビジョン 2030」を踏まえ、アイドリングストップの徹底、エコドライブ及び先進環境対応車の導入の促進、実車率及び積載率の向上や車両の大型化等輸送の効率化など脱炭素化に向けた環境啓発活動を推進する。

- ・「環境ビジョン 2030」の行動メニューと SDGs の関連性の理解促進を図りつつ、SDGs 達成に向けた取り組みを推進する。

- ・環境に配慮した経営を確保するため、グリーン経営認証制度等の普及を図る。

- ・排出ガスの削減等環境対策に資するとともに、コスト削減、安全運転の実効をあげるため、省エネ安全運転研修会を開催する。

- ・環境対応車である天然ガス及びハイブリッドトラック等の導入を促進する。

- ・燃料消費量の削減効果が高いデジタル式運行記録計など EMS 機器等の導入のための補助事業を促進する。また、エアヒーター、バッテリー式冷暖房装置等支援機器導入のための補助事業も継続実施する。

4. 適正化事業及びGマーク事業所の認定推進

- ・巡回指導、新規事業者、総合評価が低い事業者など指導の必要性が高い事業者を念頭に、優先度に応じた指導内容及び巡回頻度で行い、法令遵守の徹底について効果的・効率的に推進する。

- ・関係行政機関と連携し、新規参入事業者に対する新規巡回指導及び悪質性の高い違反項目に係る速報制度並びに乗務時間等告示違反事業所に対する労基特別巡回指導等への的確な対応を図る。

- ・適正化事業の中立性と透明性の確立を推進するため、外部委員による適正化事業実施機関評議委員会を開催する。

- ・巡回指導等を通じて、社会保険、労災保険等未加入事業者に対し、社会保険制度に関する周知を図るとともに、加入の徹底を的確に指導する。

- ・公正な事業活動を確保するため、過労運転、過積載運行、名義貸し、白トラ等の輸送秩序を阻害する行為の防止対策を積極的に推進するとともに、関係行政機関との連携を一層密にして違法行為の排除に努める。

- ・トラック運送業の適正取引推進のための自主行動計画の内容について、会員事業者及び荷主へ更なる理解促進を図る。

- ・運輸安全マネジメント評価制度について周知するとともに、一層の定着と取り組みの深度化、高度化を推進する。

- ・安全性優良事業所（G マーク）の認定取得率を向上させるため、新規認定取得会員の増加に向けて更に積極的に取り組む。

未取得事業所に広く申請を促し、個別にサポートすることに加え外部機関の協力も活用しながら積極的に新規認定取得を推進する。また、G マーク認定事業者に対して補助事業の中で新たなインセンティブを付与する。

- ・前年に引き続き「G マークデザイントラック」（ラッピングトラック）を導入、走行させて、一般消費者や荷主等に対し G マークの安全優位性について啓発を行うなど、G マーク事業所の利用促進を図る。また、G マーク事業所を新聞に掲載し、県民に G マークの認知度を上げる。

- ・G マークステッカーの「有効期限切れ」や「廃車時」の剥離の徹底等、ステッカ

一の適正な管理を推進する。

5. 新型コロナウイルス対策の取り組み

令和3年度はコロナ対策として、感染症予防対策物品購入助成事業を実施した他、長野県バス協会、長野県タクシー協会と連名で県に働きかけたを行うことにより“交通インフラ関係”としてワクチンの早期集団接種の対象職種と認められたことから、会員からの接種希望を取りまとめ県主導のワクチン接種を実施することになり、その結果2,200人余りが1回目と2回目のワクチンを接種することができた。

新型コロナの感染状況は日々変化し今後の予測も困難であることから、状況に応じて都度判断することになるが、感染予防を優先し、適時、適切に対応する。

理事会、委員会、セミナー等の開催では感染防止のために既にリモート会議や書面協議を取り入れながら実施しているが、令和4年度においても状況に応じて開催方法を変更しながら進めることとする。また、トラックドライバーに対する偏見や差別が生じた場合には、関係機関と連携しながら問題解決に向けた要請等を行う。

6. 効果的な補助事業の推進

コロナ禍の厳しい環境の中にあって、安定した事業経営とエッセンシャル事業を継続する社会的責任を果たすための一助として次の助成事業を行い、支援体制の強化を図ることとする。

なお、前年に実施した補助事業の内、実績が低い補助事業や補助として適さなくなった次の補助事業は、令和4年度は廃止する。

(廃止する補助事業)

- ・コロナ感染予防物品購入助成
- ・ASV装置等導入促進助成

(令和4年度に実施する補助事業)

【重点助成事業】

- ・安全装置等導入促進助成 (前年より増額)
- ・環境対応車導入促進助成
- ・脳MRI等検診受診助成
- ・EMS機器等導入促進助成 (Gマーク認定事業所にインセンティブ付与)

【一般助成事業】

- ・点呼支援機器導入促進助成 (新規)
- ・運転者適性診断費助成
- ・運行管理者講習費助成
- ・整備管理者研修費助成
- ・運転記録証明書取得助成
- ・ドライバー等安全教育訓練促進助成
- ・睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査助成
- ・ドライブレコーダ機器導入促進助成 (前年より増額)
- ・アルコール検知器導入助成
- ・一般定期健康診断等受診費用助成 (前年より増額、深夜業務従事者健康診断を付加)
- ・血圧計導入促進助成

- ・初任運転者講習受講助成
- ・アイドリングストップ支援機器導入促進助成
- ・交通環境改善事業認証取得助成
- ・信用保証協会保証料助成
- ・免許取得促進助成
- ・フォークリフト運転技能講習費助成
- ・経営診断受診促進事業助成
- ・中小企業大学校講座受講促進助成
- ・インターンシップ導入促進支援事業助成
- ・働きやすい職場認証制度助成
- ・自家用燃料供給施設整備支援事業助成
- ・緊急物資輸送燃料備蓄事業助成
- ・近代化基金融資利子補給助成

7. 規制・税制に関する要望等の展開

・自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現に向けて、県選出国會議員、長野県議会等に要望活動を行う。

・労働対策にも記述したとおり、大口・多頻度の実質50%への拡充、深夜割引などの更なる割引制度の拡充に向けて関係機関に積極的に要望活動を展開する。

・軽油引取税は、一般財源化により本来国民が公平に負担すべきであるにもかかわらず、「当分の間税率」と名前を変えてトラック運送事業者が負担を強いられており、税負担の公平の原則に著しく反しているため、軽油引取税の旧暫定税率の廃止に向けて、政府与党等に対し要望・陳情活動を積極的に展開する。

8. 広報活動の推進

・トラック輸送についての正しい理解の促進を図り、トラック運送事業の社会的地位の向上に資するため、各地域において地域密着型の「トラックの日」のイベントを開催するとともに、報道機関を活用した広報活動を展開する。

・荷主等に対しトラック運送業界の現状を訴えるとともに、「標準的な運賃」にかかる適正運賃収受をはじめとした適正取引推進について理解醸成に取り組む。

・安全性評価事業（Gマーク制度）及び引越事業者優良認定制度（引越安心マーク）の普及促進に向けて、各種メディアへのPR活動を展開する。

・Gマーク制度の認知度向上のため、全日本トラック協会主導で「Gマークラッピングトラック」を導入してきたが、長野県トラック協会としても引き続き「Gマークデザイントラック」を導入し、PR活動を高める。

・労働力確保及び業界イメージ向上のため、引き続きテレビ・ラジオによるPR活動を展開する。

・荷主ニーズの把握と意見交換等による意志疎通を図るため、荷主向け物流セミナーを開催する。

- ・引越繁忙期において、サービスレベルや輸送品質を保持するため、分散引越の周知活動を推進する。

9. 組織強化の取り組み

- ・各地区輸送協議会(各地区トラック協会)とは引き続き連携・協調して円滑な協会活動に取り組む。

- ・協会活動を活性化するため、会員の積極的な参加を求める活動を推進するとともに、広く未加入事業者の協会加入促進を図り、組織力の強化に努める。

- ・事業後継者並びに青年経営者を育成するため、青年部において実務に即した研修事業を実施する等一層の充実を図る。

- ・業界での女性の活躍を推進するため、女性経営者等を構成員とする女性部会の設立について検討する。

- ・陸上貨物運送事業労働災害防止協会長野県支部、長野県トラック交通共済協同組合と連携して、協会事業の効率化を推進し、関係団体と共々事業の発展を図り、会員事業者の利便に供する。

- ・これまでの大規模災害及び令和元年の台風 19 号災害対応等を踏まえた緊急物資輸送体制の充実を図るとともに、一昨年締結した「家畜伝染病発生時における防疫資材の緊急輸送に係る協定」についても体制を構築し、トラック事業の社会的責任を果たす。

- ・大規模災害時等における緊急輸送車両の燃料供給を確保するため、トラック運送事業者の自家用スタンドを活用した給油ネットワークの整備を推進する。

- ・長野県総合防災訓練に参加し、大規模災害発生時の緊急支援物資輸送対応の整備を推進する。また、会員事業者やトラック協会役職員等を対象とする研修を開催し専門家の育成に努めるとともに長野県との連携の充実を図る。

- ・引越事業者優良認定制度の普及促進を図るとともに、一般消費者の認知度を向上させるための積極的な周知活動を行う。また、引き続き引越講習（基本講習、管理者講習）を開催し、法令等の周知徹底を図る。また、引越し繁忙期の周知を図る。